

第4章 施策の展開 - 事業計画 -

本章では、第2章、第3章で述べた計画の基本理念や施策の推進の基本的考え方を踏まえ、計画期間における各施策分野の基本的方向性と具体的な事業計画を記載します。

施策の体系については、これまでの計画期間における成果や、制度・社会など障害のある方を取り巻く環境の変化などを踏まえ、本計画策定にあたり、以下のように再構築しています。

1 障害のある方と家族への地域生活の支援

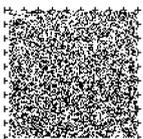
ライフステージを通じて障害のある方の地域生活を支える基盤となる施策を展開します。また、本人だけでなく家族全体として捉え、支えていく視点を持ちます。

2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

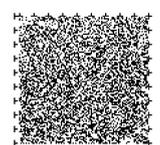
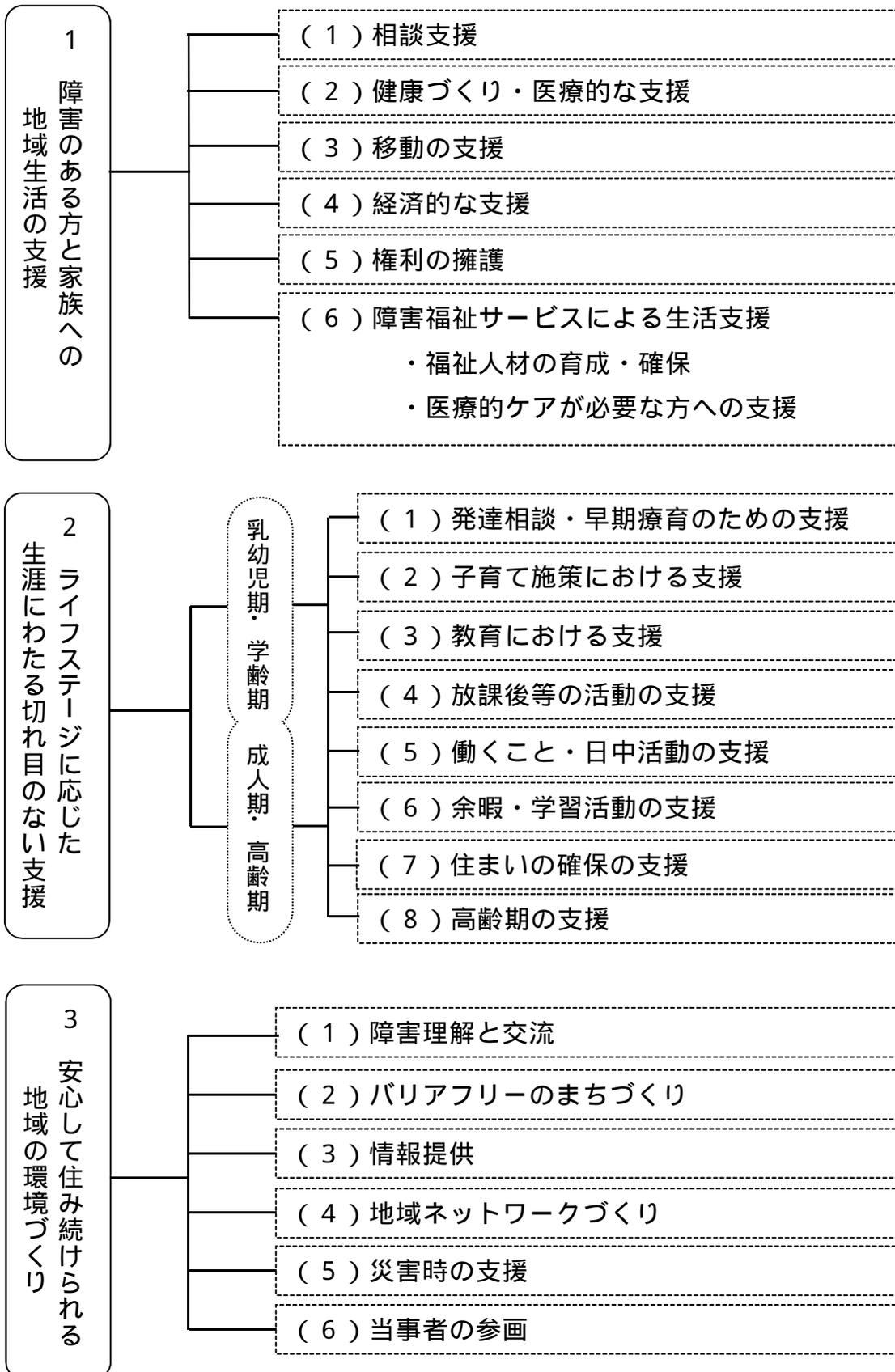
生涯にわたるライフステージのどの段階においても、その人らしい生活を支えていくため、主に「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類し、各ライフステージによって変化する様々なニーズに対応した施策を展開します。

3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。



< 施策体系 >



1 障害のある方と家族への地域生活の支援

(1) 相談支援

障害のある方と家族からの様々な相談に応じ、他分野の機関とも連携しながら必要な支援，サービス等へつなげます。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(4)相談支援 145 ページ

現行計画期間の振り返り

平成24年度より「基幹相談支援センター」と「障害者虐待防止センター」を障害福祉課に設置し、専門員の人材育成やネットワーク構築に取り組んでいます。

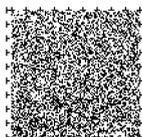
各相談支援事業所の概要や支援内容についてイラストを用いてわかりやすくまとめたリーフレットを作成し、市内公共施設、病院、作業所等に配布し、事業の普及、周知に努めました。

あんしんネット（障害者を地域で支える体制モデル事業）において、障害理解や相談の普及啓発、アウトリーチ支援、ネットワークの整備、緊急時のショートステイやヘルパー派遣などを実施しました。

民生委員・児童委員のための研修では、障害福祉課や支援機関の職員などが講師となり、障害に関する知識を深めました。平成28年度には、各地区の民生委員向けに障害者差別解消法の研修を行っています。（福祉総務課）

平成25年度より、こころの健康支援センターで、発達障害者相談支援事業「ぼぼむ」を開始し、発達障害者を対象とした相談対応や個別支援を実施しています。

調布市地域精神保健福祉ネットワーク連絡会を開催しており、参加団体は平成26年度からヘルパー事業所も加わり、32団体となっています。



平成 24 年度から，自立支援協議会部会にて，相談支援専門員連絡会（サービスのあり方検討会）を設置し，連携を図っています。

今後の課題

相談支援体制の充実

一人ひとりのニーズに応じた，どのライフステージにも対応した切れ目ない相談支援体制を構築することが引き続き課題です。各相談機関の人員体制の充実に加え，相談員のスキルアップ，基幹相談支援センターの機能強化，アウトリーチによる支援，発達障害・高次脳機能障害などの専門相談の充実などが今後も必要です。

また，夜間・休日等における相談支援体制の整備も課題です。

緊急時の相談支援体制の整備

家族と生活する障害者，単身で生活する障害者などの世帯の状況に関わらず，地域で安心して生活ができるよう，介護者の急病や本人の体調不良，その他夜間・休日などにも対応できる相談支援体制，緊急時のショートステイなどのサービス提供体制の拡充，整備が必要です。

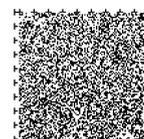
中学卒業以降の発達障害児などの相談支援体制の整備

教育関係の相談機関では義務教育世代の相談が多く，特に発達障害児など知的障害がない，または，軽度で福祉サービスの利用がない児童の相談先等の支援体制の充実が必要です。

相談支援専門員の量的・質的確保

「サービス等利用計画」を作成する事業所が増加せず，相談支援専門員が不足している状況であり，いわゆる「セルフプラン」によるサービス利用者が半数近くを占めています。

このため，相談支援専門員の質的・量的充実が必要です。



障害者福祉と高齢，保健・医療，教育などとの連携，ネットワーク強化

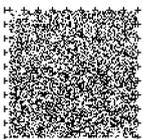
障害児・者が抱える多方面における課題，生活のしづらさや，それらを家族への支援も含め包括的に支援が提供される体制を構築するためには，障害者福祉だけでなく，高齢者福祉，保健・医療，教育などの多機関間の連携，ネットワークが不可欠です。

そのために，障害者福祉の支援機関が他制度への理解を深めること，他分野へ向けての障害者福祉からの情報発信，お互いの情報交換の場などを更に充実させることが必要です。

高齢者福祉，保健・医療分野との連携強化

障害者の生活上の困難の多様化に応じ，一人ひとりのニーズに応じた支援を提供するためには，障害福祉分野だけではない多機関による連携が必要です。

お互いに制度の理解，連携を深め，情報共有の場を設けるなど，制度と制度をつなぎ，様々な支援をコーディネートする役割を担う機関，本人だけでなく，その人の家庭全体を含めた問題，課題を受け止められる相談体制づくりが必要です。



< 障害特性に応じた相談支援体制の充実 >

基幹相談支援センター(障害福祉課),市内3か所の相談支援事業所,こころの健康支援センターを中心とした相談支援体制を維持,継続しながら,一人ひとりの多様なニーズや障害特性に対応できるよう,発達障害,高次脳機能障害,難病などの専門相談の充実を含め各相談機関のスキルアップを図ります。

相談窓口の市民全体への更なる周知に努めるとともに,アウトリーチ支援の強化により,相談窓口を市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

本人や保護者の病気,事故などによる夜間,休日等を含めた緊急時の相談体制の充実を図ります。

「サービス等利用計画」を作成する相談支援専門員の量的・質的充実を図り,福祉サービスの利用その他日常生活及び社会生活における障害者の意思決定支援を推進します。

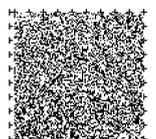
< 地域における総合的・包括的な相談支援体制の整備 >

地域福祉コーディネーターの配置と活動を通じて,身近な地域での相談支援体制の整備とともに,地域における様々な課題を把握し,住民主体の支え合いとネットワークにより解決していく取組を推進します。

障害に限らない総合的,包括的な相談窓口を充実させ,制度の狭間や複合的な課題を抱える住民を,必要に応じて障害福祉の専門相談機関への支援に円滑につなげられる体制の充実を図ります。

< 専門職によるネットワークの形成 >

障害者福祉以外の分野との連携による,より総合的な支援の展開と,ライフステージによる切れ目のない相談支援体制を構築します。



< 障害特性に応じた相談支援体制の充実 >

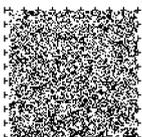
		No	1101
基幹相談支援センター		障害福祉課	
事業概要	地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施します。		
今後の方向・目標	市内相談支援事業所に対してスーパーバイズを行い専門性や支援体制の強化を図ります。また、市内の特定相談支援事業所において対応が困難な事例や重複障害の事例の対応を、関係機関と連携を取りながら行います。		

見込み量「第5章 2(1) 相談支援事業」(154 ページ)

		No	1102
障害者相談支援事業		障害福祉課	
事業概要	<p>障害福祉課と市内3か所の相談支援事業所等がともに連携し、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（知的障害） 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害）</p>		
今後の方向・目標	<p>今後も関係機関の連携を強め、相談支援専門の技量の向上を目指し、自己決定、エンパワメントの視点を重視し、その人らしい自立にむけた支援を行っていきます。</p> <p>また、サービス等利用計画作成対象者の拡大に対応するための体制を整備し、一人ひとりのニーズに対応した支援をします。</p>		

見込み量「第5章 2(1) 相談支援事業」(154 ページ)

		No	1103
こころの健康支援センターの運営（相談事業）		障害福祉課	
事業概要	精神障害者及びその家族の中心的な相談機関として、生活相談と併せて就労支援、通過型の訓練事業等を行うことで、精神障害者の社会復帰の促進を図ります。		
今後の方向・目標	関係機関との連携を図り、精神障害者及びその家族の相談支援を行い、精神障害者の自立と社会復帰を推進します。利用者の状況に応じて子ども・若者を対象とした相談窓口との連携を図りつつ、中学卒業後や、高校生等の相談にも対応できる体制を整備します。		



No 1104

発達障害者支援体制整備推進事業		障害福祉課
事業概要	発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、社会生活への適応のために必要な訓練や生活支援、就労準備支援、家族等に対する相談及び助言その他の支援を実施するため、発達障害者に対する相談支援を提供する拠点をこころの健康支援センターに整備し、発達障害者に対する支援を推進します。	
今後の方向・目標	こころの健康支援センターを拠点として、発達障害のある方の生活相談や社会参加に関する相談に応じるとともに、普及啓発や地域のネットワーク構築を図ります。	

No 1105

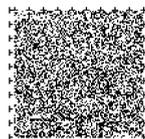
高次脳機能障害者相談支援事業		障害福祉課
事業概要	障害者地域活動支援センター「ドルチェ」へ事業を委託し、高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施します。医療機関、就労支援センターその他関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進します。 関連する研修会を周知し、関係職員の知識の普及を促進します。	
今後の方向・目標	「高次脳機能障害」についての理解を促進するため、市民向けの講演会やサポーター養成講座等の啓発活動を継続して実施します。 研修会等の周知も継続し、関係職員の知識と能力向上を図ります。	

No 1106

難病相談窓口		障害福祉課
事業概要	難病に罹患した方や家族に対して、身近な市役所において、難病全般に関する相談を受け、精神的な支援をする目的で難病専門窓口を設置します。	
今後の方向・目標	今後も市報等を利用し、利用者の増加、さらなる精神的支援を図るために窓口の周知を図ります。	

No 1107

身体障害者・知的障害者相談員		障害福祉課
事業概要	市に登録された障害当事者及びその家族が、地域における身近な相談員として、心身障害者のさまざまな相談に応じ問題の解決や地域活動への参加などを支援します。 身体障害者相談員 7人 知的障害者相談員 3人	
今後の方向・目標	今後も障害者福祉のしおりやホームページを通して市民に周知を図ります。登録した相談員には連絡会や研修会を通して資質の向上を図ります。	

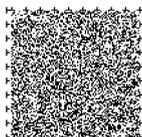


地域で支える体制づくりモデル事業（あんしんネット）		障害福祉課
事業概要	知的障害者及び発達障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発，アウトリーチ支援，地域のネットワーク体制の整備，また，緊急相談窓口を設置し，知的障害者，発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。	
今後の方向・目標	今後も緊急相談の対応やアウトリーチを行う他，地域への障害理解や相談機関の普及啓発に取り組みます。また，事業対象者の拡大について検討していきます。	

精神障害者家族等シェルター事業運営費補助		障害福祉課
事業概要	調布精神障害者家族会との協働により，家族等の一時的な避難・休息場所を確保し，相談その他の必要な支援などの応急的な支援活動を行う事業への補助を実施し，精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図ります。	
今後の方向・目標	近年，精神障害者が長期入院ではなく地域で生活することが目指され，その家族等のサポートが更に重要になってくるため，引き続き事業を継続します。	

< 総合的・包括的な相談支援体制の整備 >

地域福祉コーディネーター事業		福祉総務課
事業概要	制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し，地域福祉を育むことにより，地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。また，主な役割として，地域の生活課題やニーズを発見し，受け止め，地域組織や関係機関と協力しながら，地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行います。	
今後の方向・目標	地域の生活課題やニーズを捉え，関係機関等と協力しながら，地域での生活を支えるネットワークづくりを推進するとともに，地域福祉コーディネーター相互の連携を図ることで，より効果的な事業展開に努めていきます。	



No	1111
----	------

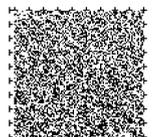
民生委員・児童委員事業		福祉総務課
事業概要	<p>民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の人々の生活状況を把握し、必要な人々に必要な援助を行うこと、地域の人々の生活の向上や地域福祉の向上をめざして関係行政機関と協力してさまざまな社会福祉活動を行うことを役割としています。</p> <p>市には調布市民生児童委員協議会が組織化され、上記のような活動をするため、委員相互の連携や民生委員・児童委員として必要な勉強会など、自己研鑽を行っています。</p>	
今後の方向・目標	<p>今後も障害に関する知識、支援の方法等についての研修を充実する等、支援的役割の向上を図ります。</p>	

No	1112
----	------

生活困窮者自立支援事業		生活福祉課
事業概要	<p>現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方を早期に発見し、個々の状況に応じた就労支援等を継続的、包括的に提供することで、生活の立て直しを図り、早期の自立を促進することを目的としています。</p> <p>ワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行うことにより、生活困窮者の自立を支援します。</p>	
今後の方向・目標	<p>生活困窮者一人ひとりに寄り添った包括的な相談窓口としての役割を、継続して担っていきます。</p> <p>就労支援においては、健康状態等、生活困窮者の置かれた状況に応じた就労先の紹介を行うなど、経済的な自立に向けた支援を継続して行っていきます。</p> <p>関連機関との連携については、他支援機関との情報連携を密にする等して、相談者の抱える複合的な課題解決に向けた支援をしていきます。</p>	

No	1113
----	------

総合福祉センター相談事業		福祉総務課
事業概要	<p>対面又は電話による福祉全般に関する各種相談や問い合わせに応じ、傾聴、情報提供及び各関係機関への連絡・紹介を行います。</p>	
今後の方向・目標	<p>相談内容の趣旨を適切に把握し、各関係機関とのスムーズな連携を図りながら、専門性のある相談活動に努めます。</p>	

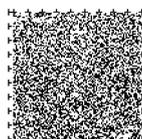


		No	1114
相談事業（市民相談）		市民相談課	
事業概要	家庭相談，心の相談の専門相談を実施し，市民の日常生活上の悩みや問題の解決のサポートを行っています。		
今後の方向・目標	継続します。		

< 専門職によるネットワークの形成 >

		No	1115
調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会		障害福祉課	
事業概要	こころの健康支援センターを事務局として，市内の精神保健福祉に関わる医療機関，事業所等による連絡会を実施しています。情報交換及び，相互理解を深めることで連携強化を図っています。		
今後の方向・目標	精神障害者が地域で安定し，自立した生活を送るため，各関係機関が課題解決に向けた取り組みを行うと共に，情報交換及び連携することで，支援に繋げていきます。		

		No	1116
福祉人材育成拠点の整備（ネットワーク構築）		障害福祉課	
事業概要	福祉人材育成拠点の整備事業において，障害福祉サービスを提供する事業所，関係機関等による情報交換や勉強会等を行い，ネットワーク構築と連携強化を図っています。		
今後の方向・目標	既存のネットワーク（調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会や調布市福祉作業所等連絡会など）を活用し，研修や人材等の情報交換や勉強会を行うことで職種を超えた連携強化を図ります。		



(2) 健康づくり・医療的な支援

障害のある方の健康維持や生活習慣病等の疾病の予防とともに、地域において適切な医療を受けられる体制を整備します。

現行計画期間の振り返り

生涯学習交流推進課による出前講座の中で、健康推進課への依頼によって、保健師や栄養士・歯科衛生士の出張による健康教育・相談を実施しています。

(健康推進課)

健診・検診の受診喚起に努めました。また、おおむね40歳以上の療養上の保健指導が必要な方または介護している家族を対象者に、看護師・保健師の訪問指導を実施しています。(健康推進課)

こころの健康支援センターで、精神疾患の理解や障害者雇用をテーマに講演会やセミナーを開催し、参加者は年々増加しています。

訪問入浴サービスでは、平成27年度より夏季(7月～9月)における入浴提供日数の増加を図りました。

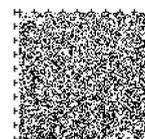
休日や夜間の緊急医療等の地域医療体制の充実を図り、障害者歯科診療では、歯科保健指導を行っています。(健康推進課)

調布市医師会が運営する「ちょうふ在宅医療相談室」では、在宅医療の相談、往診医の紹介を行うとともに、年6回運営協議会を開催し、介護・医療の連携に関する課題の抽出と対応の検討を行っています。(高齢者支援室)

今後の課題

障害児・者を地域で支える医療体制の確保

障害や疾病に関する専門的な治療以外でも、地域において障害児・者が受診できる医療機関は限られており、障害のある方を地域で支えられる医療体制の確保が必要です。



知的障害者，精神障害者などへの健康管理の支援

障害のある方，とりわけ知的障害者，精神障害者においては，自身による日々の食生活などの健康管理が困難な方も多く，生活習慣病等の予防は大きな課題です。高齢となっている障害者も増加している中で，いつまでも地域で生活し続けられるために，健康管理のための支援が必要です。

基本的方向性

<健康づくりの支援の充実>

障害者の高齢化が進んでいる中で，生活習慣病などの予防や早期発見・早期治療のため，各種健康講座の実施や健康診査などにおける障害者の利用促進などを通じて，障害のある方の健康増進を図ります。

精神保健や発達障害，高次脳機能障害などの普及啓発を通じて，障害に対する理解とともに障害の早期発見や適切な対応につなげます。

食事，入浴など健康な在宅生活の継続に必要なサービスの充実を図ります。

<地域医療の充実と連携促進>

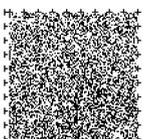
ちょうふ在宅医療相談室との連携により，誰もが適切な在宅医療を受けられる体制づくりを進めます。

障害者相談支援事業所，相談支援専門員を中心とした各種相談機関と地域の医療機関，訪問看護ステーションなどとの連携充実に努めます。

事業計画

<健康づくりの支援>

		No	1201
地域健康相談の推進・健康教育の推進		健康推進課	
事業概要	健康づくり，生活習慣病予防を目的に，疾患のある方または危険因子を持つ方に必要な保健指導や健康管理に対する正しい知識の普及を図るため，各種健康教育や健康相談を実施しています。		
今後の方向・目標	継続します。障害者や高齢者のグループからの健康教育の依頼も増えているのでより丁寧に安全に配慮して行っていきます。		



No	1202
----	------

健診・検診の実施		健康推進課
事業概要	疾病の早期発見だけでなく、健康づくりのきっかけとするため各種健(検)診を実施しています。(健増健診,各種がん検診(胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・前立腺がん・胃がんリスク),歯周疾患検診, B型・C型肝炎検診,結核検診)	
今後の方向・目標	各がんにおける発症率の高い年代の受診率の向上と,要精密検査対象者のフォローを実施し,検診の精度を高めます。 厚生労働省の掲げる指針を踏まえ,各種がん検診について検討会を行い,検診の効果的かつ現実的な実施を検討します。	

No	1203
----	------

訪問指導の推進		健康推進課
事業概要	40歳以上の療養上保健指導が必要な方またはその家族を対象に,保健師や看護師が訪問し,心身の機能低下の予防と生活習慣病予防,健康増進を図っています。保護者や子どもに障害や疾病があり養育支援目的で訪問指導を行っている方もいます。	
今後の方向・目標	事業の継続については検討していきます。	

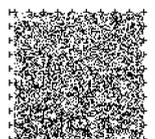
No	1204
----	------

精神保健福祉に関する普及啓発		障害福祉課
事業概要	こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催しています。	
今後の方向・目標	市民のこころの健康づくりや精神疾患及び精神障害者に対する理解を深めるため,研修や講演会を開催します。	

No	1205
----	------

訪問入浴サービス事業		障害福祉課
事業概要	家庭において入浴が困難な身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し,入浴の支援を行うことで健康な生活の維持を図っています。	
今後の方向・目標	身体障害者の健康な生活の維持と保護者の介助負担の軽減を図るため,入浴支援を継続します。	

見込み量「第5章 2(2) 訪問入浴サービス支援事業」(162ページ)

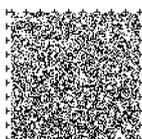


障害者配食サービス事業		障害福祉課
事業概要	心身の状態から買物や炊事の困難な障害者に対して、宅配により栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を図っています。	
今後の方向・目標	買物や炊事の困難な障害者が地域生活を送れるよう食事の面から支援するため、事業を継続します。	

< 地域医療の充実と連携促進 >

地域医療の実施		健康推進課
事業概要	<p>障害者歯科診療 一般の歯科医療機関では受診が困難な障害者の歯科診療を行っています。</p> <p>夜間・休日救急体制の充実 市内医療機関の輪番制（日曜・祝日の日中）と、調布市休日夜間急患診療所（土日・祝日の準夜間）において、急病患者のための応急診療事業を実施しています。</p> <p>小児初期救急平日準夜間診療の推進 平日準夜間の小児初期救急診療を調布市と狛江市と共同で、東京慈恵会医科大学附属第三病院内にて実施し、救急医療体制の充実を図っています。</p>	
今後の方向・目標	継続します。	

ちょうふ在宅医療相談室との連携		高齢福祉担当
事業概要	在宅で安心して医療を受けて生活していくために、調布市医師会が平成 22 年 10 月から在宅医療に関する相談や往診医の紹介を行っています。平成 27 年度から、市の委託事業として実施しています。	
今後の方向・目標	ちょうふ在宅医療相談室の周知を図り、利用を促進するとともに、在宅医療に関する情報を適切に提供していきます。また、ちょうふ在宅医療相談室の運営協議会を、在宅医療に関する地域資源などの情報共有や、医師・歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター等の連携の機会、さらには新たな取組の検討の場として運営します。	



(3) 移動の支援

障害のある方が自由に外出し、行きたい場所に行ける環境，サービスを整備します。

現行計画期間の振り返り

障害児・者の外出支援のため，引き続き移動支援費支給事業を実施し，支給決定を行いました。

ガイドヘルパーの養成講座は，平成 27 年度より「調布市福祉人材育成センター」での事業に統合しました。

ミニバス 3 路線について 段階的にノンステップ車両に入れ替えています。
(交通対策課)

多摩地域福祉有償運送運営協議会の登録更新に関する事務手続きについては，協議会への更新を 3 年に 1 度実施しています。また，有償運送事業に関する講習会等の情報提供を行いました。(福祉総務課)

今後の課題

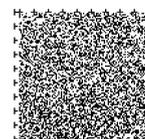
ガイドヘルパーの育成・利用拡大

視覚障害，知的障害などにより単身で外出することが困難な方のためのガイドヘルパーが不足しており，ヘルパー養成によるサービス提供体制の充実が課題です。特に重度知的障害者の外出支援を行う行動援護の事業所，ヘルパーが不足しています。

また，ガイドヘルパーの利用目的について条件緩和の要望があり，人材育成だけでなく，利用条件等利用者にとっての利便性の改善も課題です。

公共交通機関を利用しやすい環境の整備

電車，バス，タクシーなどの公共交通機関を利用しやすくするため，利用料金の助成や設備のバリアフリー化とともに，事業者や周囲の一般市民の障害理解の促進も必要です。そのために，ヘルプカードやヘルプマークの普及啓発が求められます。



基本的方向性

< 障害福祉サービスによる外出支援の充実 >

各種障害特性に応じたガイドヘルパー等の外出支援を担う人材の育成を推進し、利便性の向上を図ります。

< 公共交通機関の利用環境の整備 >

福祉タクシーの利用支援や多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画により、個々の利用者のニーズに応じた交通手段の確保を支援します。

ミニバスの運行におけるノンステップバスの運行を進め、障害者にも利用しやすい環境を整備し社会参加の促進を図ります。

事業計画

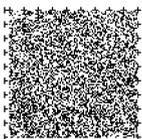
< 障害福祉サービスによる外出支援の充実 >

		No	1301
移動支援費支給事業		障害福祉課	
事業概要	公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害者の外出を支援します。		
今後の方向・目標	障害があるため社会生活上必要な外出が難しい方を支援するため、障害者（児）のニーズに対応しながら、支援を継続します。		

見込み量「第5章 2(1) 移動支援事業」(158 ページ)

関連事業「福祉人材育成センター」(50 ページ。No.1622)

		No	1302
自家用車による外出支援		障害福祉課	
事業概要	重度身体障害者が自家用車を取得、運転して外出するために必要な以下の経費を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を支援しています。 自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む） 自動車改造費の助成 自動車ガソリン費の助成		
今後の方向・目標	障害者の移動範囲の拡大、自立した生活を促進するため自家用車による外出支援を継続します。年度により申請人数の変動があり、近年利用者が増加傾向にあることから、対象者の条件及び助成金額の見直しを行っていく方針です。		



< 公共交通機関の利用環境の整備 >

No 1303

福祉タクシー券の交付		障害福祉課
事業概要	タクシー券を交付することで、障害のために交通機関での移動が困難な方の負担を軽減しています。	
今後の方向・目標	今後も利用者の利便性を向上させるために事業者を選定していきます。また障害者の通院，日常生活を維持する活動，及び社会参加につながる日中活動等の安定確保のため，継続します。	

No 1304

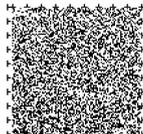
車いす福祉タクシー		障害福祉課
事業概要	車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを市が事業者に委託し，迎車料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金を無料としたうえで，通常の大形タクシー料金と同額で利用できます。	
今後の方向・目標	生活圏の拡大を図ることに加え，医療機関等の緊急救急車両の代替としても需要が生じているため，今後も継続します。	

No 1305

多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画		福祉総務課
事業概要	一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に，有償でドア・ツー・ドアの個別輸送を行うNPO法人等の事業者に対し，多摩地域福祉有償運送運営協議会への登録更新に関する事務手続きを行っています。また，多摩地域福祉有償運送運営協議会では，福祉有償運送事業を行う際の安全確保及び旅客利益の確保等について様々な協議を行い，旅客利便性の向上に取り組んでいます。	
今後の方向・目標	多摩地域福祉有償運送運営協議会の構成市町村と連携することにより，引き続き，事業者の事業実施体制の適正化を確保し，市民福祉の向上に資するよう，継続していきます。	

No 1306

ミニバスの運行		交通対策課
事業概要	公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的に，市内3路線を運行しています。ミニバスは，小型のワンステップバス（リフト機能付き）とノンステップバスが運行しており，乗降時の安全性確保や負担軽減の観点からすべての車両のノンステップバス導入を要請しています。	
今後の方向・目標	引続き，総合交通計画の基本方針に基づき，効率的な公共交通ネットワークの実現や公共交通利用環境の整備に向けた取組を進めます。	



(4) 経済的な支援

現行計画期間の振返り

平成 24 年度に「調布市特殊疾病患者福祉手当等検討委員会」を設置し、難病患者への手当や支援の在り方について検討を行いました。同委員会の報告を受け、平成 26 年 10 月より特殊疾病患者福祉手当の見直しを行い、手当額を引き上げるとともに、新たに所得制限及び他手当との併給制限を設けました。

基本的方向性

< 所得の保障 >

市の独自施策による手当等を継続して支給します。

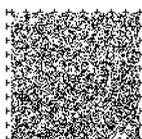
< 各種制度の情報提供の充実 >

国や都の制度による手当、障害年金、医療費助成などの制度を市民に広く周知し、対象となる人が確実に制度を利用できるよう窓口や各媒体での案内体制の充実を図ります。

事業計画

< 所得の保障 >

		No	1401
心身障害者福祉手当（市制度）		障害福祉課	
事業概要	心身に障害を有する者に対し、手当を支給することにより、心身の安定を図り福祉の増進を図っています。		
今後の方向・目標	継続して支給します。		

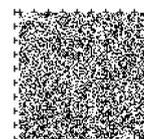


		No	1402
特殊疾病患者福祉手当		障害福祉課	
事業概要	原因が不明で治療方法が未確立な疾病又はこれに準ずる疾病の難病患者に手当を支給し，心身の安定を図り福祉の増進を図っています。		
今後の方向・目標	継続して支給します。		

		No	1403
福祉電話事業		障害福祉課	
事業概要	現在，電話を設置している方で，身体障害者手帳を所持している18歳以上の方を対象に，障害の部位・程度・状況等により，電話機の設置や基本料金およびダイヤル通話料(月600円まで)を補助しています。		
今後の方向・目標	昨今のコミュニケーション手段の多様化を考慮し，より障害者のニーズに沿った支援に切り替えてゆくことも含め，事業の継続を検討します。		

< 各種制度の情報提供の充実 >

		No	1404
各種制度の案内・申請受付		障害福祉課	
事業概要	<p>市の窓口において，国や都による手当，医療費助成等に係る各種制度の案内と申請受付を行っています。</p> <p>手当・年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者福祉手当（都制度） ・特別障害者手当 ・重度心身障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当（窓口：子ども家庭課） ・障害基礎年金（窓口：保険年金課，年金事務所） <p>医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者（児）医療費助成（マル障） ・難病等医療費助成 ・自立支援医療（精神通院，更生医療，育成医療） ・B型・C型肝炎ウイルス肝炎医療費助成 ・特殊医療費助成（人工透析を必要とする腎不全，先天性血液凝固因子欠乏症等） 		
今後の方向・目標	「障害者福祉のしおり」や市のホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに，より円滑に対象者への案内，申請手続きへの対応が行える窓口体制を整備します。		



(5) 権利の擁護

障害児・者の虐待防止や成年後見制度の利用などによる基本的人権の擁護を推進します。

現行計画期間の振り返り

平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談や通報に適宜対応するとともに、市民への障害理解に関する講演会を開催して普及啓発を行い、障害者施設に対しては、研修会などによって知識と理解を深めました。

「子ども家庭支援センターすこやか」での児童虐待防止センター事業においては、児童や保護者に障害や精神疾患等の疑いがある場合は、子ども発達センターの療育事業を案内したり、受診を促すなどの対応をしています。(子ども政策課)

高齢者の虐待防止のため、地域包括支援センターの職員が初期の情報収集やアセスメントを適切に行えるよう、研修会を開催し、さらに、福祉関係機関に対し、センター職員が虐待対応の研修を開催しています。(高齢者支援室)

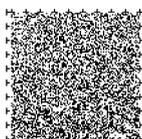
平成 24 年 4 月から「成年後見制度利用支援事業」が地域生活支援事業の必須事業となり、ニーズの高まりに伴い、事業の拡大を図っています。

多摩南部成年後見センターの運営では、成年後見制度利用促進に関する法律と国・都の動向を注視しながら進めています。(福祉総務課)

今後の課題

虐待防止・相談体制の充実

平成 24 年 10 月の「障害者虐待防止法」の施行以降、調布市では障害福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置し、通報や相談の受け付けを行っています。相談内容の複雑化への対応や、家族全体を支える視点から、児童、高齢者など他分野の虐待防止体制と連携した取組が必要となっています。



成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、判断能力が不十分な方や生活に不安がある方が安心して生活を送るために、また障害のある子どもを持つ方にとっての「親亡き後」のためにも、ニーズが高まっています。

基本的方向性

< 虐待防止体制の推進 >

「障害者虐待防止センター」(障害福祉課)が中心となって、虐待に関する相談、調査や予防のための体制整備を行い、対象者に応じて児童福祉や高齢者福祉とも連携しながら障害児・者虐待の防止に取り組みます。

< 成年後見制度の利用促進 >

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」も踏まえ、多摩南部成年後見センターでの取組を始め、必要な方に制度の利用が行き届く体制づくりの検討を進めていきます。

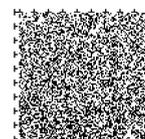
< 人権擁護体制の推進 >

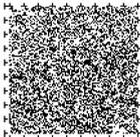
人権に関する相談事業やオンブズマン事業を通じて、市民全体への人権の保護や理解啓発に取り組みます。

事業計画

< 虐待防止体制の推進 >

		No	1501
障害者虐待防止センターの設置		障害福祉課	
事業概要	障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関との連携協力体制を整備しています。		
今後の方向・目標	地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図ります。虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保や、医師や弁護士等により医学的・法的な専門的助言を得るなど専門性や支援体制の強化を図ります。あわせて、障害福祉サービス事業所、市民等を対象とした虐待予防研修を実施します。		





No 1502

児童虐待防止センター事業		子ども政策課
事業概要	「すこやか虐待ホットライン」を設置し、市民からのいじめや虐待についての相談に対応しています。必要に応じて児童相談所等の関係機関との連携やサービス調整を行い、虐待の防止・早期発見・児童等への支援に努めています。また、要保護児童対策地域協議会ケース会議を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の会議、主催研修を実施しています。要保護児童等の支援、見守りにおいては、保育園、幼稚園等から児童の出欠席状況等について定期的な情報の受理を行っています。	
今後の方向・目標	引き続き、各種相談窓口等、関係機関と連携しながら事業を実施するうえで、ワーカー及びコーディネーター等がそれぞれの期待される役割を全うすることはもとより、研修等を活用することで、職員一人ひとりのスキルアップを図り、さまざまなケースに迅速、的確に対応し、児童虐待の予防、早期発見・対応に努めます。	

No 1503

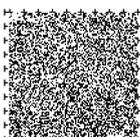
高齢者虐待防止対策の推進		高齢福祉担当
事業概要	高齢者の尊厳ある生活を保障するため、虐待を未然に防ぐための対策や、虐待が生じている場合には早期発見、早期対応を行っています。見守りネットワーク事業「みまもっと」等を通じ見守り体制を充実するとともに、虐待防止PRや早期発見、対応の啓発などを行っています。	
今後の方向・目標	高齢者虐待の発生件数が増加していることから、見守りネットワーク事業の協力団体を増やし、連携を深めていくとともに、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた啓発等に引き続き取り組みます。	

< 成年後見制度の利用促進 >

No 1504

多摩南部成年後見センターの運営		福祉総務課
事業概要	第三者または親族による成年後見を受けることが困難な、所得や資産がない方に後見事務を提供するため、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市により、一般社団法人多摩南部成年後見センターを設立し、運営しています。	
今後の方向・目標	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されたことから、国・東京都の動向を注視しながら、センターの運営形態の再構築を含め、権利擁護体制の充実により一層努めていきます。また、受任者の拡大を図るため、社会貢献型後見人（市民後見人）の育成拡充に取り組みます。	

見込み量「第5章 2(1) 成年後見制度法人後見支援事業」(155 ページ)



No 1505

利用者サポート事業の実施		福祉総務課
事業概要	福祉サービスの利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるように総合的に対応しています。 <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉サービスの利用に際しての苦情対応 2 判断能力の不十分な人々の権利擁護相談 3 成年後見制度の利用相談 4 その他福祉サービス利用等に関する専門的な相談 5 多摩南部成年後見センターの説明と利用相談 	
今後の方向・目標	高齢化の進展などにより、対象者の継続的な増加が予想されることから、相談機能に加え、事業の充実を図ります。	

No 1506

成年後見制度の利用支援		障害福祉課
事業概要	成年後見が必要な状況に至っている知的及び精神の障害者で後見人となるべき親族等がないなど、申立てができない障害者に代わって市長が家庭裁判所へ後見開始審判の申立てを行っています。また、経済的に成年後見制度を利用することが困難な知的及び精神障害者に対してその費用を助成しています。	
今後の方向・目標	後見となる親族がない知的及び精神障害者の権利を守るため、引き続き事業を継続します。	

見込み量「第5章 2(1) 成年後見制度利用支援事業」(155ページ)

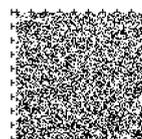
< 人権擁護体制の推進 >

No 1507

人権に関する相談事業の推進		市民相談課
事業概要	基本的人権及び自由を尊重し確保することを目的として、日常生活における人権侵害問題などに関する相談業務を実施しています。	
今後の方向・目標	継続します。	

No 1508

オンブズマン事業		市民相談課
事業概要	市民からの市政に関する苦情等を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行うことにより、市民の権利及び利益を擁護するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的に実施しています。	
今後の方向・目標	継続します。	



(6) 障害福祉サービスによる生活支援

様々な障害福祉サービスにより、障害児・者と家族が安心して地域で生活できる体制を整備します。

(関連する障害福祉サービス等)

第5章 1(1) 訪問系サービス	130 ページ
(3) 居住系サービス	141 ページ (短期入所)

現行計画期間の振り返り

子ども発達センターで平成24年度より、小学生以下の障害児を対象とした日中預かりを行う緊急一時養護事業とリフレッシュ支援事業を実施しています。(子ども発達センター)

知的障害者援護施設「なごみ」で実施する在宅障害者ショートステイ事業により、障害者及び保護者の福祉の増進を図っています。

在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業では、平成24年度より障害児を対象とした宿泊保護を新たに開始しました(平成28年度は施設建替により制限中)。

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業では、引き続き東京手話通訳等派遣センターへの委託とあわせて、調布市社会福祉協議会への補助金により聴覚障害者への手話通訳等派遣を行っています。

障害福祉サービス事業所に対し、第三者評価制度を実施した場合には補助金を交付して、第三者評価の推進を図っています。

平成29年度以降、一部障害福祉サービス事業所の指導検査権限について、都からの移譲が検討されています。このため、平成26年度から調布市と東京都で合同検査を実施して、職員の経験やノウハウの蓄積を図っています。



今後の課題

障害者ショートステイの充実

介護者のレスパイト，緊急時等の利用，家族から一時離れての訓練など，様々な事情からショートステイへのニーズは高く，市内でも受け入れ可能な事業所が不足している状況が続いています。

サービスの質の向上

サービス提供事業所の増加の一方で，提供されるサービスの質の充実も求められています。苦情受付体制，第三者評価，人材育成，事業所への指導検査など様々な手法を活用しながら，サービスの量的拡大だけでなく，その質を向上させていくことが課題です。

基本的方向性

< ショートステイ・一時預かりの充実 >

介護者が病気になったときなどの緊急時の対応やレスパイトの機会を確保するため，市の独自事業による各種ショートステイ・一時預かり事業を継続し，充実を図ります。

< コミュニケーション支援の充実 >

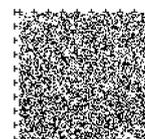
手話通訳者の養成・確保とともに研修等による通訳者のスキルアップを図り，より聴覚障害者が利用しやすい環境を整備します。

< 障害状況に応じた補装具・日常生活用具 >

障害児・者一人ひとりの障害特性や生活環境等に応じて丁寧に相談に応じるとともに，適切に支給決定を行っていきます。

< サービスの質の向上 >

東京都から一部移譲される予定である障害者総合支援法，児童福祉法に基づくサービス提供事業所に対する指導検査の実施や第三者評価受審の推進により，利用者により良いサービスが提供される体制を確保します。

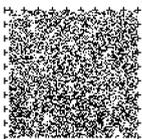


<ショートステイ・一時預かりの充実>

		No	1601
在宅障害者ショートステイ事業		障害福祉課	
事業概要	「知的障害者援護施設なごみ」において、障害者の家族の方が病気や所用、その他休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人（中学生以上）を預かります。		
今後の方向・目標	現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えるとともに、介護者の負担軽減を図れるよう、支援を継続します。		

		No	1602
在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業		障害福祉課	
事業概要	<p>障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人を預かります。</p> <p>島田療育センター（重症心身障害者 宿泊保護） みずき（身体障害者 宿泊保護） 総合福祉センター（日帰り保護） 滝乃川学園（障害児 宿泊保護） 深大寺みつばち（重度重複障害者 宿泊保護）</p>		
今後の方向・目標	<p>障害児の受入先のニーズに応えるため、障害児を対象とした緊急一時保護事業を平成24年度から滝乃川学園で開始。対象者のニーズに応えられるよう情報提供を継続していきます。</p> <p>平成29年度より開始された深大寺みつばちは、同法人内の通所先利用者を中心に新規登録あり。ニーズのある対象者に情報提供を行っていきます。</p>		

		No	1603
障害児緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業		子ども発達センター	
事業概要	小学生以下の障害児(学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む)を対象として、家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、一時的に養育・保護を行う緊急一時養護事業と、家族の休息等のために一時的に養育・保護を行うリフレッシュ支援事業を実施しています。		
今後の方向・目標	現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えるとともに、介護者の負担軽減を図れるよう、支援を継続します。		



No 1604

重度脳性まひ者介護事業		障害福祉課
事業概要	市内在住の20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方。また、障害者総合支援法による介護給付・介護保険制度による訪問介護・通所介護等のサービスを受けていない方に介護人（障害者本人の推薦による家族の方）を派遣して、外出の介助などの必要な用務を行っています。	
今後の方向・目標	障害者の生活支援、また介護する側にかかる負担軽減を目的として、支援を継続します。	

<コミュニケーション支援の充実>

No 1605

聴覚障害者等コミュニケーション支援事業		障害福祉課
事業概要	聴覚障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション手段を確保することで、聴覚障害者等の自立及び社会参加の促進を図っています。	
今後の方向・目標	今後も手話通訳者や要約筆記者を派遣する他、従事者を対象とした交流会や研修会を開催する等、従事者のスキルアップを図ります。	

見込み量「第5章 2(1) 意思疎通支援事業」(156ページ)

No 1606

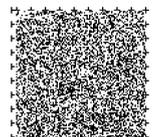
手話通訳者の配置		障害福祉課
事業概要	障害福祉課の窓口到手話通訳者（非常勤特別職）を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続き、相談等の支援を行っています。	
今後の方向・目標	継続します。	

見込み量「第5章 2(1) 意思疎通支援事業」(156ページ)

<障害状況に応じた補装具・日常生活用具>

No 1607

補装具費の支給		障害福祉課
事業概要	身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等に対して、次の補装具の購入費及び修理費の全部又は一部を支給します。 盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者意思伝達装置など	
今後の方向・目標	補装具は障害者の失われた機能を補完・代替するものであり、日常生活の能率の向上を図るうえで必要なため、支援を継続します。	



No 1608

中等度難聴児補聴器購入費助成事業		障害福祉課
事業概要	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方の言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成しています。	
今後の方向・目標	補装具を装用することにより、児童期の言語習得やコミュニケーション能力等の向上が図れるため、対象補聴器の購入費助成を継続します。	

No 1609

日常生活用具費支給事業		障害福祉課
事業概要	在宅の障害者等に対し、日常生活の利便を図り、福祉の増進に寄与するため日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部又は一部を支給しています。	
今後の方向・目標	製品の多様化により市民から日常生活用具の対象にしてほしいとの要望も多く、近隣自治体の対応を見ながら検討するとともに、障害者が地域で安心して生活できるよう支給を継続します。	

見込み量「第5章 2(1) 日常生活用具給付等事業」(157ページ)

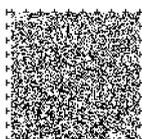
<サービスの質の向上>

No 1610

障害福祉サービス事業所等に対する指導検査		障害福祉課
事業概要	市内の障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所に対して、運営、利用者支援、会計等が適切に行われているか市が指導検査を行っています。	
今後の方向・目標	介護保険分野、保育分野との庁内横断的な検査体制の構築も含め、市における検査体制の検討と整備を行います。	

No 1611

第三者評価受審費の補助		障害福祉課
事業概要	市内の各障害福祉サービス・児童福祉通所事業者が、第三者評価を受ける際の受審費補助を行っています。 補助額は、受審費の半額(30万円を上限とする)です。	
今後の方向・目標	サービス内容を利用者に分かり易く伝えるとともに、事業者にサービスの質の向上を促すため、補助を継続します。	



(6-2) 福祉人材の育成・確保

各種障害福祉サービスに従事する有資格者などの福祉人材の育成と確保により、サービスの拡大と質の向上を推進します。

現行計画期間の振り返り

専門人材の育成のために、平成 27 年度より、調布市社会福祉協議会が設置する「調布市福祉人材育成センター」に補助を行い、福祉人材養成のための研修や相談会、普及啓発、ネットワーク形成等を図っています。あわせて、従来の障害者ホームヘルパー養成研修は、調布市福祉人材育成センターへ移行しました。

今後の課題

福祉人材の育成

障害児・者の地域生活支援のためのホームヘルパー、通所施設、グループホーム、相談支援など多様なサービスを充実させていくためには、施設などハード面の整備だけでなく、調布市福祉人材育成センターの機能充実をはじめ、実際に支援を担う人材の確保、育成が重要です。

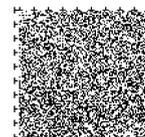
特に、地域からの新たな人材の掘り起し、重度知的障害、発達障害、高次脳機能障害などへの専門性の向上が課題です。

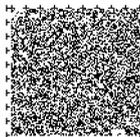
基本的方向性

「調布市福祉人材育成センター」での取組を一層充実させ、市民全体からの人材の掘り起こしを含め、障害福祉サービスに従事する資格者の育成・確保を図ります。

「調布市福祉人材育成センター」において、現に障害福祉サービス等に従事している方の専門性向上やネットワーク構築を推進し、福祉人材の定着と質の向上を図ります。

聴覚障害者のコミュニケーション支援を担う手話通訳者の育成について、当事者の意見を踏まえつつ質の向上を図ります。





事業計画

【拡充】

No 1621

福祉人材育成センター		障害福祉課
事業概要	在宅の高齢者や障害者等が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域社会を実現に向け、市内の福祉人材の育成を推進する研修・養成拠点の整備を図り、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保するため、調布市福祉人材育成センターの運営費を補助します。	
今後の方向・目標	<p>医療的ケアの対応可能なヘルパーが不足している現状があるため、そのための研修やコーディネート事業を新たに始めるなど、市民ニーズや地域課題に対応しながら調布市福祉人材育成センターの事業内容を検討しつつ、補助事業を継続します。</p> <p>行動援護の利用ニーズに応えるため、新たに行動援護従事者養成研修を実施します。</p>	

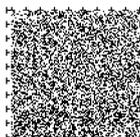
No 1622

手話講習会事業		障害福祉課
事業概要	社会福祉協議会が行う手話講習会に市が補助を行います。手話の普及啓発クラス（2年）、通訳者養成クラス（2年）を設けて、人材養成に努めています。また、中途障害者のための手話講習会を実施し、卒業後は互いに交流できる場のサロンを運営しています。	
今後の方向・目標	引き続き手話の普及と手話通訳者の養成を行います。また、講習会の講師を担う当事者や手話通訳者と意見交換を行い、手話通訳者の質の向上を図ります	

見込み量「第5章 2(1) 手話奉仕員養成研修事業」(158 ページ)

No 1623

スーパーバイザー相談（支援者向け）		障害福祉課
事業概要	精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から助言・教育等のスーパーバイズを行い、人材の育成・指導を図ります。	
今後の方向・目標	専門的な視点から助言を得ることにより、支援者としての援助技術の向上を図り、精神障害者及びその家族への支援が円滑にできるように今後も事業を継続します。	



(6-3) 医療的ケアが必要な方への支援

医療系ケアが必要な方の地域生活に必要なサービス，社会資源の整備を推進します。

現行計画期間の振り返り

三鷹市・府中市とともに複合型施設として整備を検討している調布基地跡地の施設において，医療的ケアへの対応を含む重症心身障害児の活動場所やショートステイなどの機能を検討しています。

調布市障害者地域自立支援協議会に，平成 29 年度より「医療的ケアワーキング」を設置し，医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活に必要な支援の仕組みづくりについて議論を行っています。

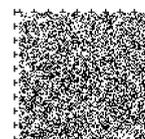
今後の課題

医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活の支援

医療的ケアの必要な障害児・者が病院から地域での生活に移行できる事例が増えてきています。これに伴い，医療的ケアが必要な障害児・者が利用できる日中活動場所，ショートステイなど地域生活を支援する体制づくりが必要です。

医療的ケアの必要な障害者の日中活動場所の確保

現在，デイセンターまなびやでも医療的ケアが必要な障害者の一部を受け入れています，利用希望に十分対応できている状況ではなく，医療的ケアの必要な障害者の地域生活のために，日中活動場所の確保が必要です。



基本的方向性

医療的ケアの必要な障害児・者と家族が安心して地域で生活できるよう，相談支援，家族のレスパイト，日中活動，ショートステイなどの各種サービスを整備します。

デイセンターまなびや，子ども発達センターなど，市が運営する障害福祉サービス事業における医療的ケアへの対応体制の整備を推進します。

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて，医療的ケアが必要な障害児・者の地域生活に必要なサービス等について，当事者や関係機関とともに検討していきます。

事業計画

【新規】

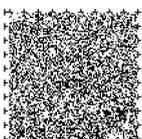
No 1631

障害児（者）医療的ケア体制支援事業		障害福祉課
事業概要	医療的ケアを要する障害児（者）への支援のため，看護職を配置し，医療と福祉の両面におけるコーディネートや，障害福祉サービス事業所側の受入れや対応に関する支援の調整や助言等を実施します。	
今後の方向・目標	個別支援の他に，地域の障害・医療分野の関係機関による定期的な連絡会開催を通して，医療・福祉の連携強化を目指し，障害児(者)が安心して生活できるための支援体制を構築します。	

【新規】

No 1632

重症心身障害者在宅レスパイト事業		障害福祉課
事業概要	在宅の重症心身障害児(者)，医療的ケアが必要な在宅の障害児に対し，訪問看護師が自宅へ出向いて一定時間ケアを代替えし，家族の休養を図ることにより，重症心身障害児(者)の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。	
今後の方向・目標	これまではレスパイト事業と言えば，施設タイプを整備していたが，ベッド数に限りがあるため，利用者のニーズに追いつかない現状だった。在宅でのレスパイト事業を整備し，利用者の支援及び家族の負担軽減が図れるよう継続します。	



【新規】

No 1633

子ども発達センターにおける医療的ケア対応		子ども発達センター
事業概要	子ども発達センターの通園事業で、医療的ケアが必要なお子さんの受入れについて、課題整理、体制整備をしていきます。	
今後の方向・目標	児童の安全を確保し、療育を提供できる体制整備を行います。	

【新規】

No 1634

デイセンターまなびやにおける医療的ケア対応		障害福祉課
事業概要	デイセンターまなびや（西町）において、医療的ケアが必要な重症心身障害者を通所させ、日中において必要な医療的ケアを含めた介護、日中活動の支援を行います。	
今後の方向・目標	現在実施している医療的ケア（吸引、吸入、経管栄養、非侵襲的陽圧換気法（NPPV）による人工呼吸器管理）の継続とともに、施設に設置する「医療的ケア検討委員会」において、より実態に即した医療的ケアの実施範囲や体制について、継続的に検討を行っていきます。	

【新規】

No 1635

調布基地跡地福祉施設（仮称）整備への参画		障害福祉課
事業概要	<p>西町の調布基地跡地において三鷹市が行う福祉施設の整備に、府中市とともに参画します。</p> <p>平成29年6月に三鷹市にて取りまとめられた「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン」をもとに、医療的ケアを含む重症心身障害児・者が地域で暮らし続けるための以下の3つの機能を備えた「民設民営」方式による施設整備を行います。</p> <p>ア 日中活動の場としての機能 イ レスパイト機能 ウ 緊急時対応（宿泊）機能</p>	
今後の方向・目標	三鷹市、府中市と共同で施設機能の具体的な詳細検討を進めるとともに、運営事業者を選定し、施設整備を行います。平成33年度の事業開始をめざし、施設整備・設置後の運営については、三市による財政支援を予定しています。	

